

2025年度民法第1問・解答例

第1 設問（1）について

1 Cは債権 α の債務者ではないが、「債務の弁済は第三者もすることができます」（民法（以下、法令名省略）474条1項）。もっとも、債務者Aの意思に反することを債権者Bが知っていることから、Cが債権 α を弁済するについて「正当な利益」（474条2項）を有しない場合、Cの行った弁済は無効となる（同条3項）。そこで、「正当な利益」の意義が問題となる。

2(1) 474条2項の趣旨は、他人の弁済によって恩義を受けることを欲しない債務者の感情の尊重と過酷な求償権の行使から債務者を保護することにある。そうであれば、「正当な利益」は厳格に解すべきであり、法律上の利害関係を有する者に限るべきである。もっとも、法律上の利害関係は直接のものに限定すべきではなく、事実上のもので足りる。

(2) 本件ではCが賃借する乙建物に債権 α を被担保債権とする抵当権が設定されている。債権 α について債務不履行があり、抵当権が実行された場合、乙建物の所有者が変更され、Cの賃借人としての立場に影響する。したがって、法律上の利害関係に影響を及ぼすおそれがあり、Cは債権 α を弁済することにつき「正当な利益」を有するといえる。

(3) したがって、Cの弁済は有効である。

3 そして、Aのために弁済をしたCは、Bに代位する（499条）。これにより、CはAに対する求償権を取得し、乙建物に設定された抵当権を取得する（501条1項）。そして、Cは前記求償権を自働債権とし、債権 β を受働債権として対等額で相殺（505条1項）し、弁済後、求償可能額に達するまで債権 β をAに支払うことなく、乙建物を使用することができる。

第2 設問（2）について

1(1) Bは、抵当権に基づく物上代位として β 債権を差し押さえることができるか。「目的物」の「賃貸」「によって債務者が受けるべき金銭」（304条1項本文）も372条により抵当権の場合に準用されるか問題となる。

(2) 民法が物上代位を認める根拠は、優先弁済権を伴う担保物権については、担保権者の最終的な利益は担保価値の実現による債権の満足にあり、担保物権の目的物そのものにより債権の満足がされなくても、他の形で同様の結果が実現されれば担保価値の目的は果たされ、また、代償物につい

●最判昭 63.7.1【百選
II25】参照

て債権者の優先権を認めるのが債権者の通常の期待を保護することになるという点にある。

- (3) 抵当権は、目的物に対する占有を抵当権設定者の下にとどめ、設定者が目的物を自ら使用し又は第三者に使用させることを許す性質の担保権であるが、このような性質は先取特権と異なるものではないし、設定者が賃料債権を取得した場合に、これについて抵当権を行使できるものと解したとしても、設定者の目的物に対する使用を妨げることにはならない。

また、賃料は目的物の交換価値のなし崩し的実現といえるから、目的物の交換価値を把握する権利である抵当権についても、物上代位の根拠が妥当するというべきである。さらに、371条により被担保債権にかかる債務不履行後の賃料債権については抵当権の効力が及ぶこととされている。

以上から、372条、304条1項本文の文言に反してまで賃料債権について抵当権を行使することができないと解するべきではない。

- (4) そして、抵当権の効力は、被担保債権の不履行後の「抵当権不動産の果実に及ぶ」(371条)から、債権 α が債務不履行に陥った後の債権 β には、抵当権の効力が及ぶ。

- 2(1) 次に、債権 β がDに譲渡されているため、これが「払渡し又は引渡し」(372条、304条1項ただし書)に該当し、Bの抵当権に基づく物上代位に優先するのではないかが問題となる。

- (2) 304条1項ただし書が「払渡し又は引渡しの前に差押え」をすべき旨を規定した趣旨は、二重弁済の危険から第三債務者を保護することにある。また、抵当権の効力が物上代位の目的債権に及ぶことは抵当権設定登記により公示されている(177条)とみることができる。さらに、債権譲渡が物上代位に優先するとした場合、容易に物上代位権の行使を免れることができることになり、これは抵当権者の利益を不当に害するというべきである。したがって、債権譲渡は「払渡し又は引渡し」に当たらない。

- (3) 債権 β は、AからDへ譲渡され、確定日付のある証書により債権譲渡通知が行われており、第三者対抗要件(467条2項)が具備されているが、これにより、Bの物上代位に基づく差押えが障害されることはない。

- 3 したがって、Bによる物上代位権の行使は認められる。 以上

●東京地判平 10.4.15

参照

●最判平 10.1.30【百選I 84】参照